

小金井市保健福祉総合計画推進会議設置要綱

平成15年6月6日
制定

改正 平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成22年10月1日

(設置)

第1条 小金井市保健福祉総合計画（以下「計画」という。）を総合的に推進するため、庁内に常設の小金井市保健福祉総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

第2条 削除

(任務)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に掲げる施策の具体化に関すること。
- (3) 計画に掲げる事業の実施状況の点検に関すること。
- (4) 計画に掲げる施策の効果的な推進策に関すること。

(推進会議)

第4条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(幹事会)

第6条 推進会議には、幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、地域福祉課長をもって充てる。
- 3 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 幹事会は、推進会議で検討すべき素案を作成する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事会委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(調査・研究会)

第7条 推進会議のもとに、施策の具体化について、調査及び研究するため、関係職員等で横断的に構成する課題別の調査・研究会を設置することができる。

- 2 調査・研究会には、専門の助言者を置くことができるものとする。
- 3 調査・研究会は、その調査及び研究結果を推進会議の委員長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 推進会議に事務局を置き、その事務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年6月6日から施行する。
(小金井市保健福祉計画推進会議設置要綱の廃止)
- 2 小金井市保健福祉計画推進会議設置要綱（平成6年7月1日制定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職名
副市長
企画財政部長
長期総合計画等担当部長
総務部長
市民部長
福祉保健部長
子ども家庭部長
都市整備部長
開発事業本部長
学校教育部長
生涯学習部長

別表第2（第6条関係）

職名
企画政策課長
財政課長
地域福祉課長
障害福祉課長
介護福祉課長
健康課長
子育て支援課長
保育課長
児童青少年課長
都市計画課長
まちづくり推進課長
学務課長
生涯学習課長